

水城公園東側園地再整備工事を実施します

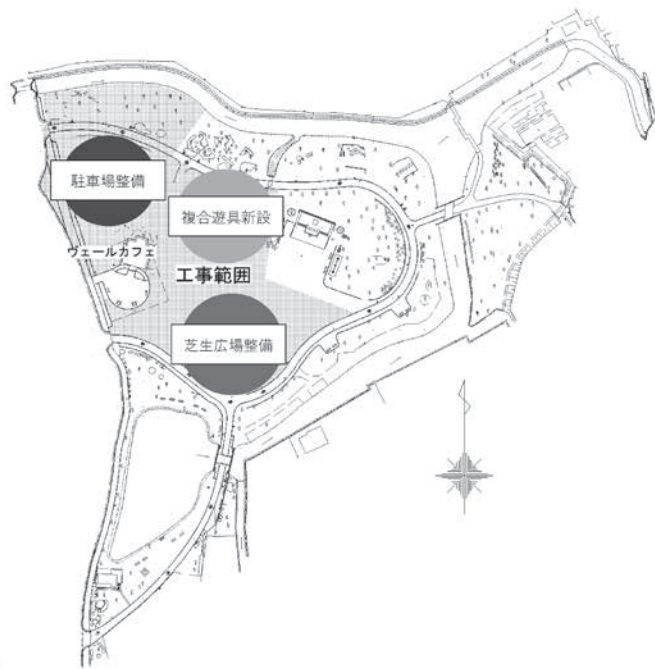
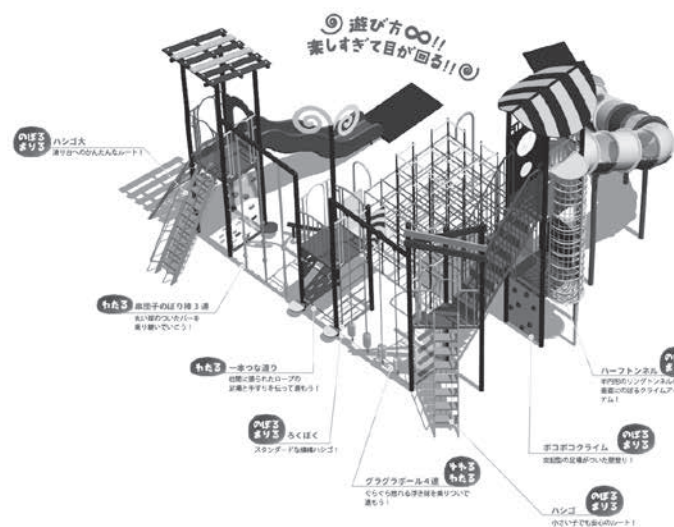
水城公園東側園地再整備事業について、今年度はじゃぶじゃぶ池周辺に芝生のふれあい広場を整備します。また、広場には複合遊具を設置し、ヴェールカフェの北側に駐車場を整備します。

多くの重機で作業を行うため、車両の出入りが多くなります。十分安全に配慮して工事を実施しますが、ネットなどで区切った工事エリアには絶対に入らないでください。

施設を利用される皆さんにはご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。

- ▶ **工事期間** 12月中旬～令和7年3月下旬(予定)
- ▶ **工事箇所** 水城公園東側園地内

<設置する遊具のイメージ>



公園の利用実態などを踏まえて、7月から8月にかけて市内の小学校2校の1～3年生、保育園3園、埼玉県立行田特別支援学校の児童に対し水城公園東側園地の設置遊具に関するアンケートを実施した他、インターネットを活用したアンケートを実施し、右図の遊具を設置することになりました。

設置する遊具は3歳から12歳までが遊べる「複合遊具」です。特に人気のある滑り台には小さなお子さんでも簡単に行けるルートが用意してある他、付き添いの保護者が通れる広さを確保し、サポートなどもしやすくなっています。

- ▶ **問い合わせ** 都市計画課公園担当 ☎550—1550

事業を営んでいる方へ 償却資産の申告が必要です

令和7年1月1日現在、市内に事業用資産を所有している方または貸し付けている方は、税務署への申告とは別に、市に対しても償却資産の申告をする必要があります。また、事務所や店舗を借りて事業をしている方(テナント)は、自分の費用で施工した内装、造作、建築設備などを償却資産として申告してください。資産に増減がない方、廃業、解散、他市町村への転出、支店の閉鎖などにより資産が無くなった方も、必ず申告をお願いします。

受付期間の後半は窓口が混雑しますので、早めに申告するようご協力をお願いします。

- ▶ **申告が必要な方** 法人や個人で、工場、商店、飲食店、美容室、事務所、農業などを経営している方、アパートや駐車場などを貸し付けている方
- ▶ **申告の対象になるもの** 事業のために用いることができる構築物、機械、器具・備品などで、耐用年数が1年以上で1品当たりの取得価額が原則10万円以上のもの

【償却資産の申告対象になるものの例】

アスファルト舗装、照明設備、看板、机・応接セット、レジスター、陳列ケース、厨房設備、乾燥機、受変電設備、動力運搬機、太陽光発電設備、先端設備等導入計画の認定を受けているものなど(詳しくは市ホームページを参照してください)

※自動車税・軽自動車税の対象になるものや、家屋として固定資産税の対象になるものは、償却資産の対象になりませんので、ご注意ください。

- ▶ **申告書受付期間** 令和7年1月6日(月)～31日(金)
- ▶ **その他** 令和6年度分の申告をしている方には、12月に案内を送ります。なお、新規に事業を開始した方は、税務課までご連絡いただくか、市ホームページから申告書をダウンロードして申告してください。
- ▶ **申告先・問い合わせ** 同課資産税担当(内線233・234)

～公平な税負担を確保するために～ 滞納整理を強化しています

市では、皆さんに納めていただいた税金により、快適で住み良いまちづくりを行っています。税金は皆さんの生活に欠かすことのできない行政サービスを推進するための大切な財源です。

税金は納期限内に納めていただくことが原則です。納期限内に納付しないで滞納してしまうと、「うっかり」の悪意のない納め忘れの場合でも、法律に基づき差し押さえという滞納処分を受けることがあります。

**督促状発送後、10日を経過した日までに完納しないときは、
「滞納者の財産を差し押さえなければならない」と法律で規定されています。**

令和5年度差押えなどの実績

差押財産	件数
不 動 産	6件
自 動 車	0件
預 貯 金	104件
給与・年金	96件
生命保険	27件
そ の 他	18件
合 計	251件

納税相談はお早めに

病気や失業などのやむを得ない事情により納付が困難な方は、早期にご相談ください。

市役所の開庁時間内に来庁できない方のために、次のとおり納税相談窓口を開設していますので、ご利用ください。

休日・夜間窓口

- **休日**：毎週日曜日午前8時30分～正午
※年末年始を除く
- **夜間**：毎週火曜日の午後5時15分～7時
※祝日および年末年始を除く
- **場所**：収納課(11番窓口)

滞納処分の流れ

◎督促状・催告書の発送

納期限までに納付がない場合に発送

◎財産調査

納期限までに納付がない場合には、勤務先、金融機関、生命保険会社、取引先、日本年金機構などに財産調査を実施

◎差押え

財産の差し押さえ

◎取り立て・公売

差し押さえた財産の強制的な取り立てや公売をして金銭に換え、滞納している税金に充当

口座振替をご利用ください

市税は口座振替で納付できます。

安心・確実・便利な口座振替をぜひご利用ください。市内金融機関または市役所で申し込みできます。※収納課での申し込み手続きは、キャッシュカードでもできます。

コンビニ・スマートフォン決済アプリで納付できます

市税はコンビニエンスストアやスマートフォン決済アプリで納付できます。休日・夜間、時間を問わずに納付できますので、ぜひご利用ください。

なお、納期限を過ぎた納付書など、取り扱いができない場合があります。ご注意ください。

電話での納付確認を実施中

市税の未納がある方に「行田市納税コールセンター」から、電話での納付の確認と納付の呼び掛けを行っています。

- ▶ **問い合わせ** 同課(内線236・237)

